

寒川町まちづくり推進会議（平成28年9月26日（月）開催）
において「平成29年度の組織の見直し（案）」について頂いた
意見に対する反映内容

<頂いたご意見と反映内容>

- 公共施設等総合管理計画については非常に大きなテーマ。
よく研究していただきたい。
- 前回お示した案では、「管財担当」・「施設担当」・「契約検査担当」を1つの課として「管財契約課」としておりましたが、ご意見も踏まえた中で、公共施設等総合管理計画に係る部門を「計画担当」とし、管財担当と共に「施設再編課」として位置付け、公共施設等に係る総合的な把握・管理と計画の推進、個別計画の策定に注力することといたしました。
- 保育の関係は、保育は一般の保護者から見れば子育て支援であると思う。子ども本人に対する支援という行政からの視点と、一般的な保護者からの視点での違いがあると思うが、ずれがあるのではないか。保育園の問い合わせが、子育て支援の担当に入って混乱してしまうのでは。
- 前回お示した案では「子ども青少年課」を「子育て支援課」と「子ども育成課」に分割することとしておりましたが、ご意見を踏まえ、「子ども青少年課」を、子育て家庭に対する支援を主とした「子育て支援課」と、子ども本人の育成を主とした「保育・青少年課」に分割して、体制を充実させることといたしました。
- 町行政のとしてのスタンスはどこに向いているのか、町民に対するアピールといったことも踏まえて組織を作ったらいいと思う。
- 前回お示した案では、「情報推進課」として「広報プロモーション担当」、「統計マーケティング担当」、「情報システム担当」を位置付けるとしておりましたが、ご意見も踏まえ、課名を「広報戦略課」とすることといたしました。
- 社会教育担当を課として独立させるということですが、指定管理者に任せるとことは町の仕事は減るのではないか。社会教育は担当のままで良いのではないか。
- 前回お示した案では教育総務課の1担当であった「社会教育担当」を「社会教育課」として独立させることとしておりましたが、ご意見も踏まえ、引き続き教育総務課内に「社会教育担当」を置きつつ、指定管理に関するモニタリング等の体制を取っていくことといたしました。